

～～福祉制度の紹介～～

I 精神障害者保健福祉手帳

手帳に関するお問合せ先：岡崎市役所 障がい福祉課 障がい2係

TEL23-7674/FAX 25-7650

日常生活や社会生活に障がいのある精神疾患のかたを対象にした、精神保健福祉法による国の福祉手帳制度です。各種の福祉サービスを受けるために、障がいがあることを証明するもので、専門医師からなる検討委員会で判定し交付をします。手帳の等級には1・2・3級があります。

■対象者

精神障がいのため長期に日常生活または社会生活に制約があり、初診日から6か月以上経過しているかた

■申請に必要なもの

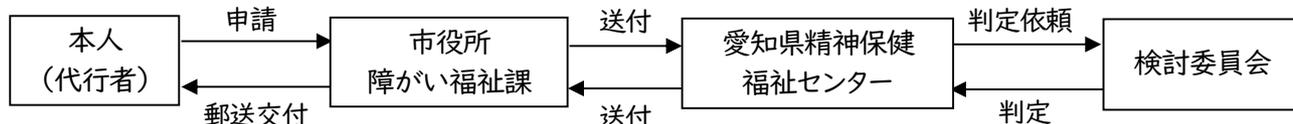
①精神障害者保健福祉手帳	更新申請のかたのみ必要
②(1)、(2)いずれか該当の書類 (1)精神障害者保健福祉手帳用診断書で申請される場合 (2)障害年金証書で申請される場合 ※令和2年4月から、マイナンバー（個人番号）を利用し、情報提供ネットワークシステムを使用して、障害年金の受給状況を取得することが可能になりました。	(1)精神障害者保健福祉手帳用の診断書（3か月以内に作成されたもの） ※自立支援医療費（精神通院）と同時に申請する場合は、精神通院指定医療機関の医師によるもの (2)精神障がいを事由とした障害年金証書（特別障害給付金も可） （例）障害年金証書（平成9年1月1日以降に交付されたもの）、特別障害給付金受給資格者証 等 ※(2)で申請の場合、手帳等級は原則年金証書等の等級に合わせて交付されます。 ※年金の受給状況が不明の場合や内容によっては、手帳が交付できない場合があります。
③顔写真 1枚	縦4cm×横3cm、背景は無地、正面上半身・脱帽で1年以内に撮影したもの。白黒・カラーどちらでも可（ポラロイド写真やスナップ写真は不可） 写真の裏面に氏名と生年月日を記入
④マイナンバー（個人番号）が確認できる書類	マイナンバー（個人番号）カード、通知カード、 マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しのいずれか ※住民票上の同一世帯員以外が申請を代行する場合は不要
⑤来庁するかたの身元確認書類	公的機関が発行した顔写真付き書類1点または、健康保険証など写真なしの書類2点 ※マイナンバー（個人番号）カード持参の場合は不要
⑥本人名義の預金通帳	各種福祉サービス（次ページ (3)・(4)）の対象になるかたは必要です。詳しくはお問合せください。 「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」（保険者にお問合わせください）もしくはマイナポータルにアクセスして「医療保険者の資格情報の画面を印字したもの」をお持ちください。
⑦保険情報が確認できるもの（本人分）※	

■有効期限及び更新申請手続について

有効期限は2年です。有効期限の終期の3か月前から更新手続が可能です。精神障害者保健福祉手帳の有効期限を確認の上、手続を行ってください。

■申請から交付までの流れ【自立支援医療費（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳共通】

※申請から交付まで約3か月かかりますので、早めの手続をお勧めいたします。



2 精神障害者保健福祉手帳の取得により受けられるサービス

*顔写真なしの手帳では受けられないサービスもありますので、各種問い合わせ先にお問い合わせください。

*手帳の有効期限が切れると更新中であってもサービスが利用できません。

制 度	問 合 せ 先
(1) 税制の優遇	
所得税、相続税の障害者控除 ----- 贈与税の非課税(1級のみ)	岡崎税務署 TEL:58-6511
市県民税の障がい者控除	市役所市民税課市民税1係 TEL:23-6082/FAX:27-1159
自動車税種別割・環境性能割の減免(1級のみ) ※該当要件がありますので詳しくは問合せ先に確認してください。	西三河県税事務所 TEL:27-2712/FAX:23-4666
軽自動車税(種別割)の減免(1級のみ)	市役所市民税課諸税係 TEL:23-6075/FAX:27-1159
(2) 障がい者タクシー利用助成	
1・2級:年度ごとの発行で年間17,000円分を郵送で交付します。 ※原則窓口では交付しません ※1級のかたで、自動車税(種別割)もしくは軽自動車税(種別割)の減免制度を利用しているかたも交付対象となります。	市役所障がい福祉課障がい2係 TEL:23-7674/FAX:25-7650
(3) 岡崎市心身障がい者福祉扶助料	
【支給月額】1級4,000円、2級3,500円、3級2,000円 ※所得制限あり(本人の市区町村民税が課税の場合は不支給) ※65歳以上の新規手帳所持者は対象外 ※年間3回(4月、8月、12月)、口座振込	市役所障がい福祉課障がい2係 TEL:23-7674/FAX:25-7650
(4) 医療費の助成	
【対象】岡崎市にお住まいで次の(1)及び(2)に該当するかた (1)精神障害者保健福祉手帳1～3級のかた ※3級のかたは障害厚生年金3級13号と同程度以上の障がいであると認められるかた (2)自立支援医療費(精神通院)の認定を受けているかた ※長期入院中などの事情により認定を受けることができないかたは除く 【内容】 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。ただし、 <u>保険のきかない費用</u> や入院時食事代については自己負担となります。	市役所医療助成室福祉医療係 TEL:23-6148/FAX:27-1160
(5) 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの利用	
障がいがあるかたが地域で自立した生活ができるように、家庭での介護や短期入所、通所施設での就労訓練などが利用できます。 ※精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても利用できる場合があります。	市役所障がい福祉課審査給付係 TEL:23-6853/FAX:25-7650
(6) 家具などの転倒防止金具の取り付け(1級のみ)	
希望者宅をシルバー人材センター登録会員が訪問し、取り付け可能か調査した上で、転倒防止用金具(家具など5台まで)を取り付けます。	市役所障がい福祉課障がい2係 TEL:23-7674/FAX:25-7650
(7) 県営住宅・市営住宅家賃の減免制度、単身者向け・福祉向け住宅への入居	
等級に応じて、県営住宅・市営住宅の家賃等が減免される場合があります。また、単身者向け・福祉向け住宅への入居制度もあります。 ※入居基準及び入居資格等がありますので詳しくは問合せ先に確認してください。	(市営住宅)岡崎市営住宅管理センター TEL:23-6320/FAX:23-6821 (県営住宅)三河住宅管理事務所 TEL:23-1863/FAX:23-1864

(8) 岡崎市災害時避難行動要支援者支援制度		
	<p>災害時に一人では逃げられないかたが、<u>自分の情報を地域で見守ってくれるかた(地域支援者)に出しても良いという条件で、市に登録申請できます。</u></p> <p>※ただし以下の条件を満たすかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内や近隣に支援者がおらず、自立生活能力が低いかた ・福祉施設等に入所していないかた 	<p>市役所障がい福祉課障がい2係 TEL:23-7674/FAX:25-7650</p>
(9) 岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となります)		
	<p>① 見守りネットワーク事業 判断力の低下により行先や所在が不明になることに備え、事前に情報登録を行う制度です。登録された情報は、岡崎警察署と共有し、スムーズな捜索、早期発見に繋がります。</p> <p>② 個人賠償責任保険 偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべきお金を保険で補償する制度です。費用は無料です。(市が賠償責任保険への加入を負担します) ※①の登録があり、同様の賠償責任保険に個人で加入していないかた詳しくはお問合せください。</p>	<p>市役所障がい福祉課障がい2係 TEL:23-7674/FAX25-7650</p>
(10) NHK放送受信料の免除		
	<p>【全額免除の対象】 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、世帯構成員全員が市区町村民税非課税の場合</p> <p>【半額免除の対象】 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかたが世帯主で、受信契約者の場合 《必要なもの》精神障害者保健福祉手帳、印鑑 申請場所:岡崎市役所 障がい福祉課</p>	<p>NHKふれあいセンター TEL:0570-077-077 FAX:045-522-3044</p>
(11) タクシー運賃の割引		
	<p>愛知県タクシー協会に加盟しているタクシーに乗車した場合、障がい者手帳を提示すると1割引になります。(乗車前に乗務員にご確認ください。) ※タクシー券と併用することができます。</p>	<p>愛知県タクシー協会 TEL:052-881-1315 FAX:052-872-0968</p>
(12) 名鉄バスの運賃等の割引		
	<p>降車する際に手帳を提示することによって、運賃が半額に割引されます。 (1・2級は本人と付添人、3級は本人のみ適用となります。) (注意)降車時、有効期限を確認しています。</p>	<p>名鉄バス岡崎営業所 TEL:21-1918 FAX:0564-21-4370</p>
(13) JR 各社・JR 以外の旅客運賃等の割引		
	<p>各鉄道会社によって、取り扱いが多少異なる場合があります。詳細については各鉄道会社へお問合せください。</p>	
(14) 公共施設等の利用料金割引・免除		
	<p>(例) 岡崎城、三河武士のやかた家康館、世界子ども美術博物館、岡崎市美術館等 ※詳細は、ご利用希望の施設・機関等へお問合せください。</p>	
(15) その他障がい者手当		
	<p>精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず日常生活に特別な介護が必要な重度障がいのかたは、診断書の提出により特別障がい者手当の対象となる場合があります。また、20歳未満のかたは特別児童扶養手当、障がい児福祉手当の対象となる場合があります。</p>	<p>市役所障がい福祉課障がい1係 TEL:23-6113/FAX:25-7650</p>

3 自立支援医療費(精神通院)制度

自立支援に関する問合せ先

岡崎市役所 障がい福祉課 障がい2係

TEL23-7674/FAX 25-7650

精神的な病気の治療は、再発の防止を含め比較的長期にわたることが多いため、通院による医療費の自己負担を軽くする制度です。障害者総合支援法による国の制度で、申請して承認されると、指定した医療機関・薬局での医療費の自己負担が原則として1割となります。

■申請に必要なもの

①自立支援医療費(精神通院)用診断書 ※精神通院指定医療機関の医師によるもの	3か月以内に作成されたもので、提出は原則として2年に1度(前回申請時に診断書を提出し、治療方針に変更がなければ不要) ※精神障害者保健福祉手帳と同時申請で、精神障害者保健福祉手帳用診断書を提出する場合は不要。「重度かつ継続」非該当の場合は、診断書に医師の追記または意見書の提出が必要。ただし、年3回以上高額療養費の振込のあるかたは、医師の追記または意見書の提出は不要。										
② 認印	本人申請の場合は不要、 スタンプ印等不可										
③ 保険情報が確認できるもの 「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」(保険者にお問合わせください)もしくはマイナポータルにアクセスして「医療保険者の資格情報の画面を印字したものを」をお持ちください。	受給者本人及び同じ医療保険に加入している必要なかたのもの <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>持参していただくかた</th></tr></thead><tbody><tr><td>国民健康保険(退職国保を含む)</td><td>住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分</td></tr><tr><td>国民健康保険組合</td><td>住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分</td></tr><tr><td>後期高齢者医療制度</td><td>住民票上の世帯で、同じ後期高齢者医療制度に加入しているかた全員分</td></tr><tr><td>被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)</td><td>受給者が被保険者の場合⇒受給者本人分 受給者が被扶養者の場合⇒被保険者と受給者本人分</td></tr></tbody></table>	種別	持参していただくかた	国民健康保険(退職国保を含む)	住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分	国民健康保険組合	住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分	後期高齢者医療制度	住民票上の世帯で、同じ後期高齢者医療制度に加入しているかた全員分	被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	受給者が被保険者の場合⇒受給者本人分 受給者が被扶養者の場合⇒被保険者と受給者本人分
種別	持参していただくかた										
国民健康保険(退職国保を含む)	住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分										
国民健康保険組合	住民票上の世帯で、同じ国保に加入しているかた全員分										
後期高齢者医療制度	住民票上の世帯で、同じ後期高齢者医療制度に加入しているかた全員分										
被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)	受給者が被保険者の場合⇒受給者本人分 受給者が被扶養者の場合⇒被保険者と受給者本人分										
④自立支援医療受給者証(精神通院)	再認定(更新)申請のかたのみ必要										
⑤マイナンバー(個人番号)が確認できる書類	マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、 マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写しのいずれか ※本人と世帯員(保険証を提出されるかた)分 ※住民票上の同一世帯員以外が申請を代行する場合は不要										
⑥来庁するかたの身元確認書類	公的機関が発行した顔写真付き書類1点または、健康保険証など写真なしの書類2点 ※マイナンバー(個人番号)カード持参の場合は不要										
⑦精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給者証(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の有効期限を合わせたかたのみ必要 ※精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間終了日が異なるかたは、自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間終了日を精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせるができます(手帳の残りの有効期限が1年未満であって、次回の手帳を診断書で更新するかた)。詳しくはお問合せください。										

■自己負担上限額の算定について

世帯の所得(※市区町村民税の課税状況や収入)や疾病によって、自己負担上限額の算定をします。岡崎市で所得が確認できないかたについては、マイナンバー(個人番号)を利用し、情報提供ネットワークシステムを使用して情報を取得しますので、あらかじめご了承ください。市区町村民税が未申告の方は、申告を済ませてからお越しください。

※本制度の「世帯」とは、申請者(受給者)と同じ医療保険に加入しているかた(国民健康保険・後期高齢者医療保険は加入者全員、被用者保険の場合は本人と被保険者のみ)です。

■有効期間及び再認定(更新)手続について

有効期間は1年です。有効期間の終期の3か月前から手続が可能です。自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間を確認の上、手続を行ってください(更新の通知はしておりません)。

発行元/岡崎市役所 障がい福祉課 障がい2係
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

【令和7年12月発行】
TEL 23-7674/FAX 25-7650